⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限：令和３年５月24日（月）午後４時00分
②　提出場所：上記⑴に同じ
③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者へ郵送による紙入札方式の届出を行った場合は、上記①の期限までに、上記⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には正１部及び副１部を提出するものとする。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
①　提出期限：令和３年７月26日（月）午後４時00分
②　提出場所：上記⑴に同じ
③　提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、契約責任者へ郵送による紙入札方式の届出を行った場合は、上記①の期限までに、上記⑴に郵送（書留郵便に限る。）すること。なお、郵送による場合には正１部及び副４部を提出するものとする。
6　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店　三井住友銀行名古屋支店）
ただし、有価証券の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合又は完成保証人を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の契約を当該業務の契約の相手方との特命契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口は、上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑵に掲げる競争参加資格の認定を受けていない者も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　外国における技術者資格をもって申請する場合には、別途建設コンサルタント業務に関する国土交通大臣認定を受けた者のみを認めるものとする。
なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該者が選定を受けるためには選定通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。選定通知の日は令和３年６月11日（金）を予定する。
⑻　技術提案書のヒアリングを行う。
⑼　本業務については、基本契約を締結することを条件とする。
なお、基本契約の有効期限は令和６年10月31日とする。
⑽　詳細は説明書による。
7　Summary
⑴　Subject matter of the contract : Investigation of material prices in the jurisdiction of Nagoya Branch
⑵　Due date for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 pm, May 24, 2021
⑶　Due date for the submission of proposals : 4 : 00 pm, July 26, 2021
⑷　Official in charge of the contract of the procuring entity : NOGUCHI Hidemasa, Director General of Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited
⑸　Classification of the services to be procured : 42
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　The contact point for documentation relating to the proposal : Contract Division, General Affairs and Corporate Strategy Department, Nagoya Branch, Central Nippon Expressway Company Limited. 2―18―19, Nishiki, Naka-ku, Nagoya City, 460―0003 Japan, TEL 052―222―1448

資　　格

競争参加者の資格の再認定に関する公示

建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第３項に規定する経営事項審査の審査基準が令和３年国土交通省告示第246号（以下「改正告示」という。）により改正されたことに伴い、令和３・４年度を有効期間とする内閣府沖縄総合事務局の所掌する建設工事についての契約を締結する場合の一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）について、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第21条の４に規定する経営事項審査の総合評定値通知書をいう。以下同じ。）に基づき認定されている者等は、希望により、競争参加資格について、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請することが出来ることとしたので、その申請方法等について、次のとおり公示する。

令和３年５月11日

内閣府沖縄総合事務局長　吉住　啓作

◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47

1　競争参加資格の再認定の申請ができる者
⑴　改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づく令和３・４年度の競争参加資格の認定（以下「旧基準による認定」という。）を受けている者のうち、改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査（審査基準日（平成20年国土交通省告示第85号（以下「経営事項審査の告示」という。）第一の一の２に規定する審査基準日をいう。以下同じ。）が申請をする日の１年７月前の日以後のものに限る。）の総合評定値通知書を受けている者。

［注］
経常建設共同企業体にあっては、その構成員全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。同様に事業協同組合（中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合で、建設業法第３条の規定による許可を受け、かつ、中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。）の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者（「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領の制定について」（昭和50年11月10日付け建設省厚発第473号の別紙）第２第２項又は「事業協同組合に係る総合点数の算定方法等に関する特例要領」（昭和50年12月４日付け建設省営管第459号）第２第２項に規定する審査対象者をいう。）全てが改正告示による改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を受けている者であること。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りでない。
⑵　令和３・４年度の競争参加資格の認定を受けている者のうち、道路清掃作業その他の河川又は道路の維持に関する作業のみにつき一般競争（指名競争）に参加を希望するものであって建設業法第３条の規定による許可を受けていない者。
2　再認定の受付時期及び場所
令和３年５月11日から令和３年11月10日までの間に、次の提出場所において申請を受け付ける。
〒900―0006 沖縄県那覇市おもろまち２―１―１　沖縄総合事務局開発建設部管理課契約管理係（電話098―866―0031　内線2541）
3　再認定の申請の方法
⑴　申請書等の入手方法　「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」等の各種様式は、次のホームページアドレスへアクセスして取得するものとする。
http://www.ogb.cao.go.jp/soumu/soumu_tyouta/008749.html
⑵　申請書等の提出方法　申請者は、持参又は郵送により次に掲げる申請書及び添付書類を提出するものとする。
①　1⑴に該当する者
イ）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）（様式①―１及び①―２）
ロ）申請者が、ニ）に掲げる書類に記載されている一の年間平均完成工事高を二以上の希望工事種別（競争参加資格の審査